

請求があったが、この時は見送られている。一部開示の決定に対する異議申し立てがなされ、情報公開審査会への諮問を経て、2年後の2004(H16)年12月に納入先リストが公表されたが、情報の開示が迅速に行われなかったことについての問題が指摘されている。

国と原告の間で締結された基本合意書には、「国（厚労省）は、事件の検証を第三者機関において行うとともに、命の尊さを再認識し、薬害ないし医薬品による健康被害の再発防止に最善、最大限の努力を行うことをあらためて確約する。」と記載されており、当研究班での検証作業はこの合意に基づき実施されている。薬害肝炎に関連する年表を図表 1-1 に示す。

図表 1-1 薬害肝炎事件に関する事実経過

年	月	行政の動向	製薬企業の動向	国内の知見・動向	海外の知見・動向
1951	S26	3			
			㈱日本ブラッドバンク(後のミドリ十字)が日本初の血液銀行として設立		
1956	S31			ペニシリンショック	
1961	S36			サリドマイド奇形性報告	米国:副作用報告システム
1962	S37				米国:キープオーバー・ハリス法
			薬務局「医薬品製造指針 1962年版」サリドマイド販売中止・回収		
		10			
			㈱日本ブラッドバンクがフィブリノーゲン製剤の製造承認を申請		
1963	S38			サリドマイド事件訴訟開始	米国:GMPによる製造・品質管理 WHOの医薬品の安全対策決議 オーストラリア抗原(後にHBs抗原と判明)発見
			厚生省、血清肝炎調査研究班設置		
1964	S39				ライシヤワー駐日米大使襲撃事件 大使は輸血で肝炎に感染
		3			
		6	【9日】㈱日本ブラッドバンクの『フィブリノーゲン-BBank』製造承認	【9日】㈱日本ブラッドバンクの『フィブリノーゲン-BBank』製造承認取得	
		8	【21日】「保存血液」(輸血用血液)の献血推進を閣議決定		
				【28日】「日本ブラッドバンク」が「ミドリ十字」に社名変更	
		10		【24日】ミドリ十字社は、社名変更に伴い、販売名変更→『フィブリノーゲン-ミドリ』に	
1965	S40				WHO モニタリングシステム決議
		11頃		血漿の輸入開始 『フィブリノーゲン-ミドリ』製造承認の一部変更承認手続きを経ずに、ウイルス不活化処理法として従来の紫外線照射処理に加えBPL処理を追加実施	
1966	S41				米国:処方箋薬再評価
			副作用調査会発足		
1967	S42			クロロキンによる視力障害	
			厚生省医薬品の製造承認に関する基本方針 クロロキンの劇薬・要指示薬指定 副作用モニター制度発足		
1968	S43				B型肝炎ウイルス発見
1970	S45			<スモン事件>	
			キノホルム販売中止、使用見合わせ 薬効問題懇談会設置		
1971	S46			スモン事件訴訟開始 クロロキン事件訴訟開始	
		12			
			第1次再評価開始(1967年9月以前に承認された医療用医薬品のすべてが対象)	B型肝炎対策としてHBs抗原スクリーニングの予備検査を実施	
1972	S47				
		4	【22日】日本製薬㈱の非加熱濃縮第IX因子製剤『PPSB-ニチヤク』製造承認 ㈱ミドリ十字の非加熱濃縮第IX因子製剤『コーナイン』輸入承認		
		6	厚生省、難治性の肝炎調査研究班設置		
		7		【10日】コーナイン(ミドリ十字)輸入販売開始	
1973	S48				A型肝炎ウイルス発見
		5	厚生省、血液問題研究会を設置		